



芸団協



2014年度年次報告

Annual Report 2014

Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations



芸能が 豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。

実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.

Geidankyo's main activity is aim of the promotion on performers' neighbouring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to Japan's further development as a culturally rich society.

目次 Contents

- | | | | |
|----|---|----|--------------------------------------|
| 01 | ご挨拶
Chairman's Message | 10 | 調査研究・政策提言
Research and Advocacy |
| 02 | 実演家著作隣接権センター事業
Center for Performers' Rights Administration (CPRA) | 11 | 組織・運営
Organization and Management |
| 07 | 実演芸術振興事業
Promotion of Performing Arts and Culture | | |



GEIDANKYO

【芸団協のシンボルマークについて】

1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

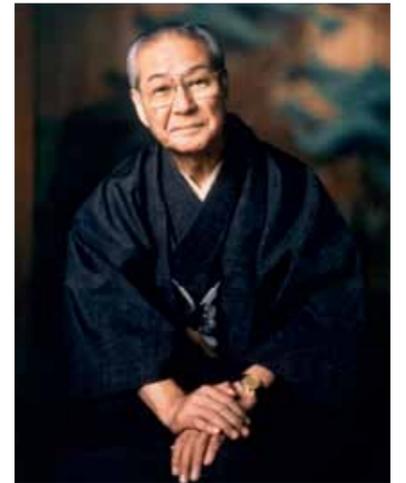
ご挨拶

Chairman's Message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師(人間国宝)

野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh Actor (Living National Treasure)



撮影：海田 悠

我が国は、世界に類を見ないほどの多彩・多様な芸能の宝庫であります。その芸能を担う先人の方々が、1965年、日本芸能実演家団体協議会(芸団協)を設立致しました。爾来、半世紀を経て、本年、法人設立50周年を迎えることとなりました。事業の大きな柱である著作隣接権管理事業は、権利者4団体による運営体制のもと、実演家著作隣接権センター(CPRA)を軸に業務を行うとともに、いまひとつの柱である実演芸術振興事業は、設立10年を機に大改修を行った芸能花伝舎を拠点として、新たな歩みを踏み出したところであります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを受け、16年のリオデジャネイロ五輪以降、様々な芸術文化関連イベントが実施されます。実演芸術の魅力、価値、そして社会における役割を十二分に発揮する好機であり、芸術文化関連事業が一過性に終わることのないよう、社会的基盤づくりを行わなければなりません。一昨年、提唱した文化省の創設が、「文化芸術立国」を果たす重要な契機と捉え、様々な活動を展開して参りたいと考えております。

実演の利用の多様化に伴い、著作権をめぐる諸課題も山積しております。どのような時代であっても、実演家の権利が確立してこそ、創造のサイクルが揺るぎのないものとして位置付き、豊かな土壌となり種が蒔かれ、強靱な根を張り、芸能が大輪の花を咲かせることができるのです。「咲き誇る花、深く強き根」こそが芸団協が希求する姿であり、このような組織観を以て、「芸能が豊かな社会をつくる」という組織理念の達成に力を尽くすことが、我が国の文化芸術の発展に寄与するものと信じております。

会員団体ならびに権利者4団体との緊密な連携のもと、使命実現に向けて組織基盤を確固たるものとし、役員、事務局一体となって取り組んで参る所存でございます。

Our country is a goldmine of varied and colorful performing arts unmatched by any other nation in the world. In 1965, our predecessors, who were performing artists, established Geidankyo, the Japan Council of Performers' Rights & Performing Arts Organizations. Now, half a century later, we are pleased to celebrate the organization's fiftieth anniversary in 2015.

Managing performers' neighboring rights is a major focus of the activities at Geidankyo. For this purpose, we established the Center for Performers' Rights Administration (CPRA), which we operate jointly with four rights holder organizations. The other main area of operations is the promotion of the performing arts. The hub for these promotional activities is the Geino-Kadensha, which we established ten years ago. The building has recently undergone major renovations in preparation for the next decade of activities.

Following the decision to hold the 2020 Olympic and Paralympic Games in Tokyo, we plan a full range of artistic and cultural events to commence after the 2016 Olympic Games in Rio de Janeiro. This is an excellent opportunity to fully demonstrate the attraction and value of the performing arts and the role that they play in society. It is also an opportunity to build the required infrastructure to ensure permanence for the work in the domain of arts and culture. The creation of a Ministry of Culture as proposed two years ago would, in our view, provide a valuable opportunity to realize a "Nation based on Culture and the Arts." We would be more than pleased to tailor our activities in support of this goal.

Issues around copyright are multiplying in line with the diversification of the media used to distribute the performing arts. It must be emphasized that it is only when the rights of performers are firmly established that the creative cycle can provide fertile soil where new seeds can grow, put down strong roots, and blossom. It is Geidankyo's great desire to have the "performing arts bloom in all their glory, with deep, strong roots." Based on this vision, we are doing everything in our power to realize the ideal of "creating a society in which the performing arts flourish." We believe that this is how we can best contribute to the development of culture and the arts in Japan.

Our board and our secretariat are working together to create a solid foundation for realizing our mission through close ties between our member organizations and the four rights holder organizations.

実演家著作隣接権センター (CPRA) 事業

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

権利者による公正円滑な運営体制

CPRAは1993年、実演家に係る著作隣接権の権利処理業務を行う独立した専門機関として、国内の権利者が集って発足しました。CPRAの権利処理業務は専門性が非常に高く、また近年においては業務量も膨大かつ多岐にわたるため、権利者及び利用者の視点に立った効率的な運営が求められています。そのため、2012年の公益社団法人への移行に際してはCPRA業務を芸団協の核心的業務と位置付け、実演家の著作隣接権を管理し、または擁護することを主たる業務とする団体等で構成される「実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)」(定款第40条第2項)、ならびに、それらの団体の代表者による「権利者団体会議」(同40条第3項)を設置して権利者による公正円滑な運営体制を整えるとともに、業務や権利の種類に応じた各諮問委員会を設けて、政策協議と実務の遂行に精力的に取り組んでいます。

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

CPRA was founded in 1993 to manage performers' neighboring rights collectively. In 2012, management and protection of performers' neighboring rights became the core of Geidankyo's operations. The CPRA Executive Committee and Rights Holder Members Committee were formed for organizing the operating structure in a fair and facilitated manner and CPRA became proactively involved in implementation of professional practice.

As designated by the Commissioner for Cultural Affairs, CPRA collects on behalf of performers the fees for secondary use and remuneration for rental of commercial phonograms. Also, CPRA, as a collective management organization registered with the Commissioner for Cultural Affairs, is engaged in authorizing the exploitation of performances, such as the secondary use of broadcasting programs, collecting and distributing those payments, and receiving and distributing the performers' share of compensation for private recordings.

CPRAの権利処理業務

著作権法では、音楽CDなど商業用レコードに収録された歌唱や演奏、映像作品の演技などについて、実演家に対し著作隣接権を与えています。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を擁護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。

CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放送局等が支払わなくてはならない商業用レコード二次使用料と、商業用レコードを貸与する際にレンタル店が実演家に支払わなくてはならない貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体

として文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音された実演の送信可能化について、著作権等管理事業者として、権利処理業務を行っています。

さらに、放送実演の二次利用等の際、著作権等管理事業者として、委任権利者に代わって許諾し、使用料を徴収分配しています。なお、2015年4月1日より、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)が、著作権等管理事業者として放送実演の一任型管理事業を開始します。さらに、一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)、一般社団法人私的録音録画補償金管理協会(SARVH)^{*3}が徴収した私的録音録画補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

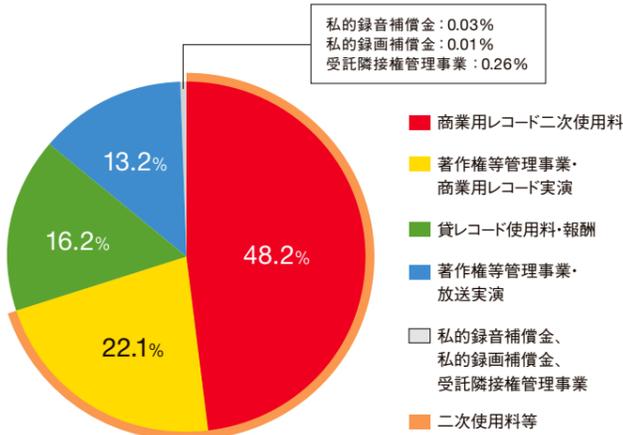
2014年度を振り返って

2014年度徴収分配実績

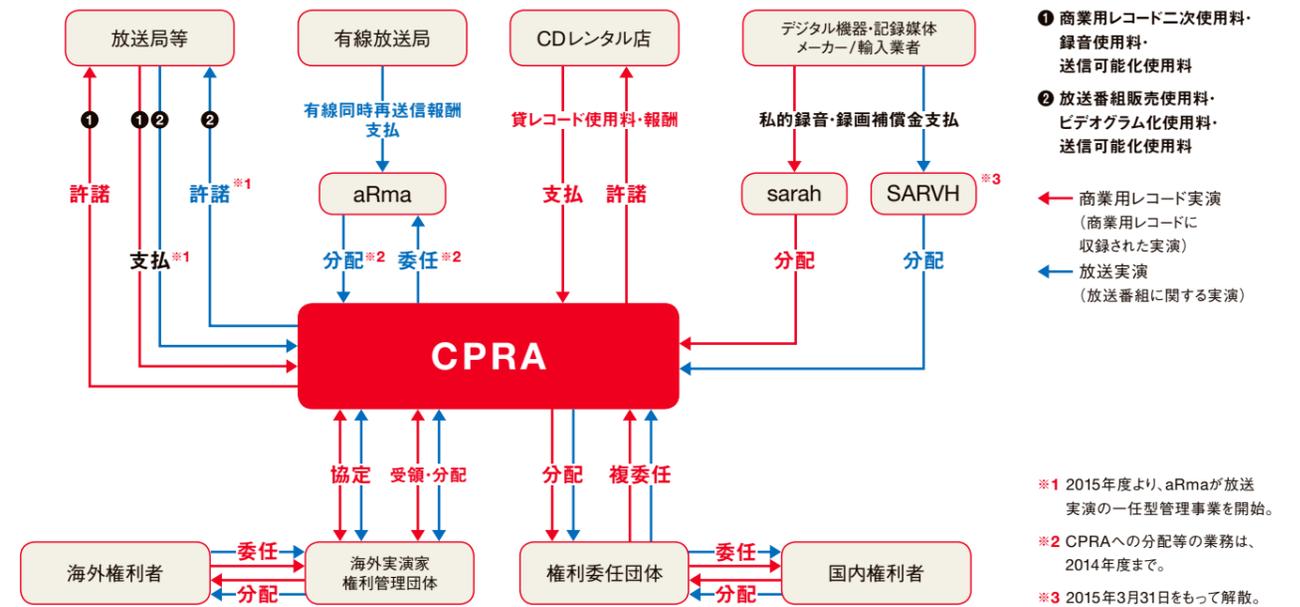
2014年度徴収総額は、前年度比103.8%と増収になり、100億円を超えました。商業用レコード二次使用料、録音使用料及び送信可能化使用料(以下、二次使用料等)といった商業用レコード実演に係る徴収が増収となり、徴収総額に占める割合も70%を超えました。この二次使用料等の増収の一因として、送信可能化使用料について過去分の契約が進んだことが挙げられます。他方、貸レコード使用料・報酬の徴収は、CDレンタル店の減少に歯止めがかからず、前年度を大きく下回りました。また、一任型管理事業に基づく放送実演の徴収は増収となりました。

私的録音補償金の受領額は、僅かなものとなっています。また、私的録画補償金は、アナログチューナー非搭載機器をめぐる裁判の結果を受けて、メーカーから私的録音録画補償金管理協会(SARVH)への補償金の支払いがなくなり、国内分の受領はありませんでした。分配業務に関しては、例年同様、管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行いました。また、さらなる分配精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めています。

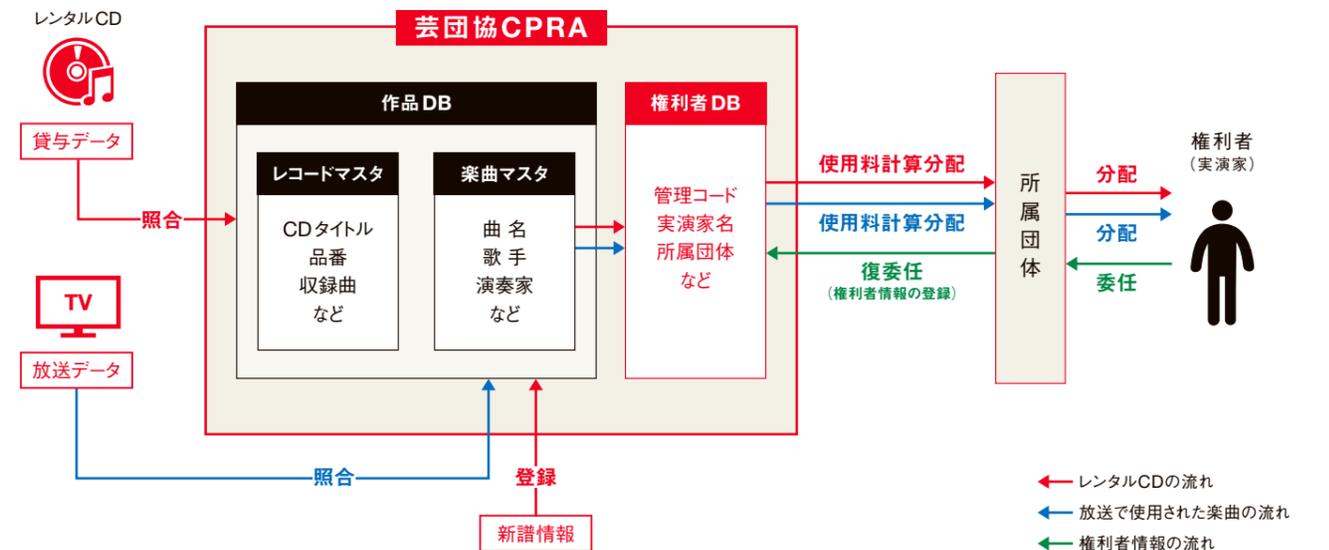
《2014年度徴収額の内訳》 徴収総額:10,284,904,338円



《権利処理業務の流れ》



《商業用レコード実演／分配業務の流れ》



徴収業務

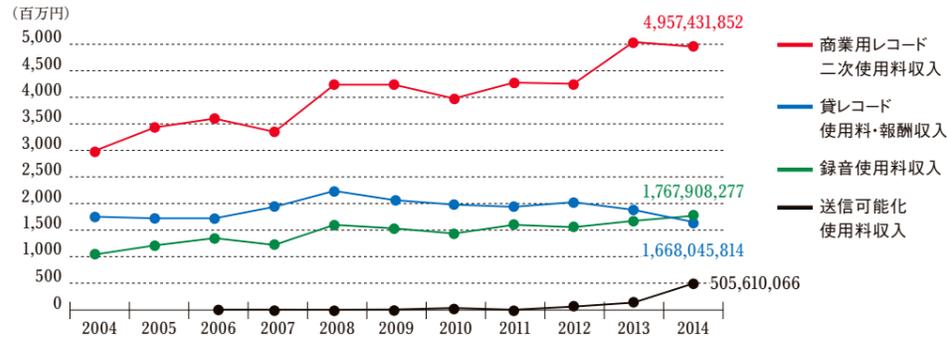
CPRAでは、地上放送、有線音楽放送、ケーブルテレビ、衛星放送及びコミュニティ放送などを行う1,000を超える放送局から、商業用レコード二次使用料を徴収しています。さらに、商業用レコードに録音された実演の送信可能化についても、利用促進に資するため、集

中管理体制を拡充しています。また、CDレンタル店から貸レコード使用料等を徴収しています。常にCPRAは、レコード実演について、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

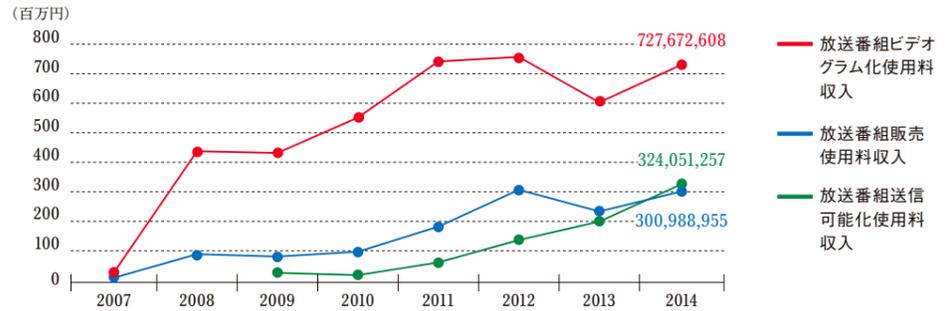
徴収額の推移

※事業報告に基づき作成したため、その年度に入金された額となります。したがって、その年度分として利用者から徴収された額とは異なります。

〈商業用レコード実演〉



〈放送実演〉

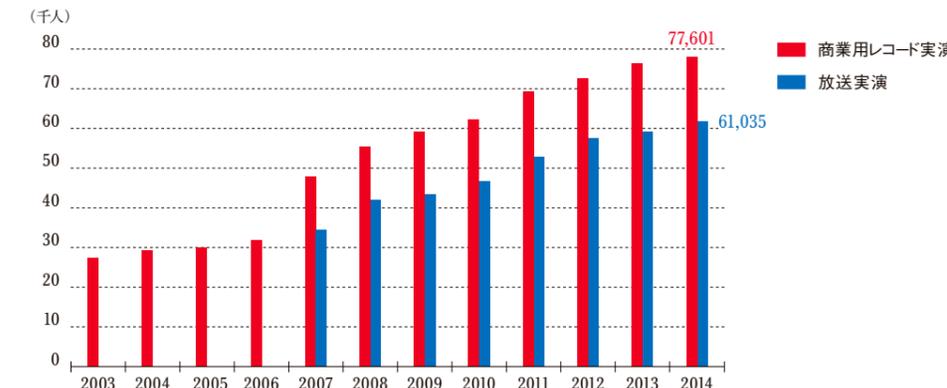


分配業務

商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用後に利用した楽曲の報告を受け、それに基づき、使用料等を権利者に分配することになります。とはいえ利用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、

権利委任団体を通じて登録された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、管理手数料を段階的に下げ、権利者により多くの使用料等を分配できるよう努めています。

〈委任者数の推移〉



法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、状況に応じて、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多く

の人々が実演の価値や権利保護について正しく理解し、更に支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

『SANZUI』の発行

実演芸術の魅力・楽しさを広く一般に伝えるため、『SANZUI』を発行しました。

『CPRA news』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を発行しました。



立命館大学音楽関連団体共同寄附講座

著作権及び著作隣接権の普及・啓蒙及び教育・研究の充実のため、立命館大学産業社会学部音楽関連団体共同寄附講座「先端的なエンタテインメント／コンテンツ文化・産業の現在と未来を探る」開講のための寄附活動を行いました。

体験型普及啓発活動「芸術体験ひろばクイズラリー」の実施

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）協力の下、5月5日に芸能花伝舎、新宿区主催「芸術体験ひろば」のプログラムのひとつとして、小学校低学年の子どもと保護者を対象に、楽しみながら実演家の権利について学ぶクイズラリーを実施しました。



「芸術体験ひろばクイズラリー」(2014年5月5日)

海外業務

実演家の著作隣接権は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の著作隣接権が日本国内で保護され、逆に日本の実演家の著作隣接権が海外で保護されることになります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は

双務協定を締結し、それぞれの国で徴収した使用料等のうち締約相手団体の委託権利者分を相互に送金合っています。

CPRAは実演家権利団体の国際組織、SCAPR正会員として、海外の実演家権利団体と積極的に双務協定を結び、実演家の著作隣接権の国際的な保護に取り組んでいます。



- ・ベルギー
- ・ブラジル
- ・カナダ
- ・キプロス
- ・デンマーク
- ・エストニア
- ・フィンランド
- ・フランス
- ・ドイツ
- ・ギリシャ
- ・アイルランド
- ・イタリア
- ・メキシコ
- ・オランダ
- ・ポーランド
- ・ポルトガル
- ・韓国
- ・ロシア
- ・セルビア
- ・スロベニア
- ・スペイン
- ・スウェーデン
- ・ウクライナ
- ・英国
- ・米国

CPRAは公益社団法人に移行した2012年度より、一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)、一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)及び一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)の権

利者4団体による権利者団体会議、ならびに実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)を設置し、より一層独立性と権利者性の高い運営の維持に努めています。

一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上ならびに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました(2012年4月、一般社団法人に移行)。音楽事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。



音事協創立50周年記念作品「ジョパニの島」(2014年2月公開)
日本アカデミー賞優秀アニメーション作品賞など国内外で受賞

一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました(2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行)。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家、音楽制作者の権利の擁護及びプロダクションのビジネスモデル研究及び支援、セミナー、研修会の開催、災害支援活動、社会貢献活動等を積極的に行っています。



音制連主導で開催された「SAYONARA国立競技場FINAL WEEK JAPAN NIGHT」
(2014年5月28・29日)

一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)

1999年、音楽家関連の6団体(パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザー・プログラマー協会、公益社団法人日本演奏連盟)に加盟する音楽家が集まって「Music People's Nest」の名の下に設立した権利処理合同機構です。2012年6月には法人格を取得して、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとなりました。音楽家の著作隣接権に関する権利行使をサポートするほか、実演家全体の権利拡充のため、様々な活動を行っています。



MPNのマスコットキャラクター、ハシビロコウの「Bill」

一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)

2001年、映像実演に関係する15団体の賛同を受け設立。2005年12月、有限責任中間法人の法人格取得を経て、2009年8月、一般社団法人へ。実演家や事務所、権利継承者から委任を受け、放送番組等映像実演の円滑な利用と流通のために適正な権利処理を行うとともに、実演家の権利と利用流通に関する普及・啓蒙などの事業を行っています。2014年度も、6月及び11月に委任者の皆さまへ放送番組二次使用料等の分配を行ったほか、広報誌「季刊PRE」の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しました。



第3回PREシンポジウム「ヒットメーカーによる番組制作の極意」(2014年11月17日)

実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸などの実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造と継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。

また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や実演芸術に携わる専門家への啓発活動等を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。

法人創立40周年事業として、2005年に始動した「芸能花伝舎」は、この10年で年間15万人を超える人々が訪れる施設となりました。実演芸術創造のための稽古場、そして、芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として幅広く活用されている実績が評価され、新宿区と新たに10年間の契約を締結しました。大規模な改修工事を経て、地域に根付いた芸能文化の拠点、また創造活動を支える場としてさらなる発展を目指します。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy theater, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts.

Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward. Geidankyo tries to enlighten and cooperate with professionals of performing arts so that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts.

In 2005, as a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past decade, more than 150,000 people per year have used the facility. Shinjuku Ward, approving its functions as facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts, have renewed the contract with Geidankyo for another ten years. With extensive renovations of the facility, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

実演芸術の価値を広め伝えるために

子どもから大人まで、実演芸術を身近に体験・鑑賞できる機会の提供や、教育現場における支援事業の推進、実演芸術に関する情報発信を実施しました。

実演芸術の魅力が届ける



こどもの日に家族で楽しむ「芸術体験ひろば」

2005年の芸能花伝舎開館以来、親子で多彩な芸能の体験・鑑賞ができる機会を提供しています。会員団体などの協力のもと、10周年を記念して、音楽・人形劇・演劇などの各種鑑賞や体験のほか、乳幼児のためのプログラム、体育館でのスペシャルライブなど合わ

せて28本のプログラムを実施しました。校庭には地元の町会や商店会などの模擬店も並び、2014年度の「芸術体験ひろば」には延べ5,100人が来場しました。



多様な芸能を 気軽に体験できるプログラム

東京都とともに実施する「子ども芸能体験ひろば」では、東久留米市生涯学習センターと芸能花伝舎で三味線、日本舞踊、能楽などの伝統芸能のワークショップや実演と鑑賞の機会を企画しました。
新宿区との連携では、区主催の「文化体験プログラム」に協力し、子ども、大人それぞれを対象に音楽・舞踊・伝統芸能など年間約20本の多様な芸能の体験機会を提供しました。



地域の活性化に芸能を活かす

東日本大震災以降、宮古市(岩手県)、松島町(宮城県)と文化協定を締結。宮古市民文化会館では復旧記念事業「みやこ復興寄席」、宮城県松島町文化観光交流館では、「初夏の松島 落語会」「爽秋の松島民謡・歌謡ショウ」を企画制作しました。また、下呂温泉観光協会に協力し、雅楽公演「下呂時空絵巻」を企画制作したほか、東海道かわさき宿交流館(川崎市)で開催する「江戸時代の粋に遊ぶ」の企画・運営に協力しました。

次代を育てる



伝統芸能の心を子どもたちに

数カ月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台上で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施。会員団体等の協力下で、能楽(謡・仕舞/狂言)、長唄(三味線/囃子)、三曲(箏曲/尺八)、日本舞踊の4分野に約300名の子どもたちが参加しました。また、派生プログラムとして、夏休み中の短期間や1日の体験プログラムも実施。東京都教育委員会主催「次世代リーダー育成道場」の研修の一環として留学を予定している都立高校生200名を対象に「日本の伝統・文化 能楽」の体験学習を実施しました。
※芸団協が構成団体として参加している「東京発・伝統WA感動実行委員会」と、東京都、東京文化発信プロジェクト室(公益財団法人東京都歴史文化財団)が共催で実施する東京文化発信プロジェクト事業。



沖縄県でアーツマネジメント人材を育成

沖縄県が県内の文化芸術活動を運営面から支える人材を育成する「アーツマネージャー育成事業」を実施。芸団協が事務局となり、芸術組織や企画制作について現場の第一線で活躍する講師を迎え、沖縄県内で全11テーマ・計20日間の講座を行いました。また、公募・選考を経た7名が、現場を通じた知識やスキルの習得を目指し、県外の芸術団体や文化施設において中長期の研修派遣を行いました。

学校で子どもたちに 表現教育を

「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験」(文部科学省委託)のコーディネート団体として、学校現場と実演芸術家の協働による教育支援活動を実施しました。
(都内9小中学校、15学年33クラス計92校時)



情報発信



『来て・見て・楽しい 新宿フィールド ミュージアム』

新宿区内で開催される文化イベントを集約したパンフレットを作成し、新宿区の「文化月間」(10・11月)をプロモートしました。区内4か所のオープンスペースを活用し、フィールドミュージアムの告知イベントも実施しました。



実演芸術振興事業を伝える 『芸能花伝舎レポート』

芸能花伝舎での催し、大規模改修や視察の様子、その他の実演芸術振興事業について不定期でレポートしました。

芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎にある11の創造スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、芸能文化に関わる創造的活動の場として多くの皆様にご利用いただいています。2015年度より、新宿区と新たに10年の契約を締結するにあたり、日本財団の助成も得て大規模な改修工事を実施。各創造スペースやトイレなどの共用スペース

のリニューアルも行いました。特に、メインのA棟の1階エリアは、自動ドアやウッドデッキの設置、ギャラリースペースの新設に加え、廊下にも展示機能を付加するなど大きく変わり、色々な用途にお使いいただける空間となりました。



運営協力団体

芸能花伝舎には、芸団協のほかに16の多彩な芸術団体が事務所等を構えており、芸能花伝舎の運営をサポートしています。団体間相互の協力や協働などにより、実演芸術の振興に向けた新たな取り組みなどが活発に行われています。

《2014年度利用実績》

創造スペース利用率	
体育館	84.0%
稽古場・C棟(2室)	84.7%
稽古場(5室)	68.9%
会議室(3室)	53.9%
平均	69.1%
利用申込み件数	992件
利用人数(延べ)	142,322名

撮影利用件数	
TV	22件
映画	1件
CM・広告	9件
DVD・VIDEO	2件
新聞・雑誌・写真集	42件
その他	11件
計	87件

東日本大震災の被災地に芸能を届ける

岩手・宮城・福島3県の被災地における復興支援活動として、音楽・芸能を届け、交流する機会の提供を継続しました。とりわけ外遊がしがしにくい福島県ではニーズが高く、合計33カ所を実施。2011年度より設置している

「震災復興に文化芸術基金を」には、2014年度は総額1,311,735円が寄せられ、本事業に活用しました。

調査研究・政策提言

Research and Advocacy

実演家がその技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動を続けていくことができるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けて様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家を取り巻く環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術を取り巻く環境を整えていくために

第9回 芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査*

5年ごとに取り組んでいる芸能実演家・スタッフの生活実態調査を実施し、各ジャンルの特色に加え、一部地域ごとの特性の分析も行いました。(平成26年度文化庁・次代の文化を創造する新進芸術家育成事業)

芸術団体の経営基盤強化のための調査研究 ～実演芸術各分野の基盤と組織2015*

実演芸術の各分野の基盤整備を担う協会型組織について、その果たしてきた役割や現状を踏まえ、芸術団体の運営について分析しました。(平成26年度文化庁戦略的芸術文化創造推進事業)

全国劇場・音楽堂等連携フォーラム2014

実演芸術団体、実演家等と劇場・音楽堂等の連携の事例の共有(6・7月)や、専門人材の育成、研修の促進(1月)への意見交換を行うことで、関係者間の交流を深めました。

劇場等演出空間運用基準協議会運営協力

劇場等演出空間運用基準協議会(構成16団体)の運営に協力し、舞台技術の共通基盤形成のための教材の普及に努めました。

文化芸術を政策の基盤に



シンポジウム「五輪の年には文化省」(2014年11月13日)

文化省の創設に向けて

文化芸術推進フォーラム(構成15団体)を通じて超党派の文化芸術振興議員連盟に問題提起を行い、私的録音録画補償金に関するフォーラム、映画振興、文化省創設についてのシンポジウムを実施し、文化政策の充実に向け働きかけました。

クラウド環境下における権利処理の在り方を提案

クラウドと著作権等に関する調査研究を行い、文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本レコード協会と共同で、新たな権利処理の枠組みを提案しました。

著作権制度等改善に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に委員を派遣し、実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に参加しました。

実演家の地域ネットワーク形成

海外で開催される集中管理に関するセミナーやワークショップに講師を派遣するとともに、海外からの研修を受け入れ、アジアを中心とした政府関係者・実演家団体代表等との意見・情報交換を行い、ネットワーク形成に努めました。

*芸団協ウェブサイトより報告書をご覧ください。



文化芸術振興議員連盟・文化芸術推進フォーラム共同主催
「デジタル時代、芸術作品の利用形態の変化と著作権をめぐる」(2014年9月25日)

豊かな創造サイクルの循環のために

私的録音録画と対価還元に関する新たな制度について、制度構築に向けた議論を進めました。また、Culture First(構成85団体)の運営にも協力しました。

組織・運営

Organization and Management

定款(抜粋)

第3条[目的] この法人は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作権隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

第4条[事業] この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 実演家の著作隣接権の処理に関する業務
- (2) 実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配
- (3) 実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及

び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配

- (4) 私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務
- (5) 実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業
- (6) 実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し発展するための事業
- (7) 事業実施に必要な施設の設置・運営
- (8) 実演芸術及び実演に係る著作権隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言
- (9) その他目的の達成のために必要な事業

ARTICLES OF INCORPORATION (Abstract)

[Objectives] Article 3 The objectives of this juridical entity shall be to promote the performing arts activities and to facilitate the smooth exploitation of performances, to help enhance the social status of performing artists, and to protect performers' neighboring rights holders and thereby to create a spiritually enriched society and to contribute to the development of the Japanese culture.

[Activities] Article 4 This juridical entity shall, in order to achieve the objectives stated in the foregoing article, engage in the following activities:

- (1) Activities regarding the administration of performers' neighboring rights;
- (2) Acceptance of authorization to exercise rights regarding, and agreeing on total sums, collection and distribution of fees for the secondary use of commercial phonograms pertaining to performers;
- (3) Acceptance of authorization to exercise rights regarding, and agreeing on sums, collection and distribution of fees pertaining to

the licensing of rental and remunerations pertaining to such rental of commercial phonograms pertaining to performers;

- (4) Activities regarding the distribution of remunerations for private audio and audiovisual recording pertaining to performers, carried out by the designated administering organizations pertaining to private audio and audiovisual recording;
- (5) Activities intended to improve the skills and techniques of those who represent the future of the performing arts;
- (6) Activities intended to promote the inheritance, creation, public performance and dissemination of performing arts and for improving related value
- (7) Establishment and operation of facilities needed for the implementation of related activities
- (8) Comprehensive surveys and research on both domestic and international issues regarding performing artists; and,
- (9) Other activities necessary for the achievement of the objectives.

◎2014年度会計

《経常収益》

(単位:円)

科目	金額
特定資産運用益	66,964
受取入会金・会費	9,740,000
事業収益	
著作隣接権事業収益	10,284,904,338
実演芸術振興事業収益	296,507,672
受取助成金	31,421,725
受取寄附金	62,629,342
雑収益	4,972,587
合計	10,690,242,628

《経常費用》

(単位:円)

科目	金額
事業費	10,562,969,043
管理費	103,225,299
合計	10,666,194,342

《当期経常増減額》

(単位:円)

24,048,286

◎**役員一覧**（2015年3月31日現在）

会長	野村 萬	監事	金山茂人	椎名和夫（音源関連分配担当/データセンター担当）
常務理事	安部次郎（CPRA総務財務担当）		龍村 全	清水美穂子（映像関連業務担当）
	上野 博（CPRA徴収事業担当/法制担当）	参与	大和 滋	千頭啓紀
	太田耕二（実演芸術振興総務財務担当）			堀 日出記
	椎名和夫（CPRA分配事業担当）	実演家著作隣接権センター権利者団体会議		松武秀樹（広報担当）
	田澤祐一（実演芸術振興事業担当）	議長	堀 義貴（一般社団法人日本音楽事業者協会会長）	渡辺 ミキ
	福島明夫（実演芸術振興法制担当）	委員	大石征裕（一般社団法人 日本音楽制作者連盟理事長）	
	松武秀樹（広報担当）		椎名和夫（一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN理事長）	実演芸術振興委員会
理事	内田勝正		清水美穂子（一般社団法人 映像実演権利者合同機構代表理事）	委員長 尾上墨雪
	岡本圭司			副委員長 川瀬順輔
	小野伸一			委員 岡本圭司
	尾上墨雪			小山久美
	小山久美			丸山ひでみ
	桂 文枝	実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）		渡部泰介
	川瀬順輔	委員長 崎元 譲		
	菊地哲栄	副委員長 上野 博（二次使用料担当/貸レコード使用料担当/ 法制担当）		
	崎元 譲		五藤 宏（私的録音録画補償金担当）	
	直居隆雄		安部次郎（海外徴収・分配担当/総務担当）	
	比嘉 瑩	委員	大石征裕	
	丸山ひでみ		金井文幸	
	渡部泰介		木谷真規	

◎**正会員団体・賛助会員団体**（2015年4月1日現在）

【演劇部門】
 一般社団法人全国専門人形劇団協議会
 名古屋放送芸能家協議会
 一般社団法人日本映画俳優協会
 一般社団法人日本演出者協会
 一般社団法人日本喜劇人協会
 一般社団法人
 日本芸能マネージメント事業者協会
 公益社団法人日本劇団協議会
 日本児童・青少年演劇劇団協同組合
 日本新劇製作者協会
 日本新劇俳優協会
 日本人形劇人協会
 公益社団法人日本俳優協会
 協同組合日本俳優連合
 一般社団法人
 日本モデルエージェンシー協会
 一般社団法人
 人形浄瑠璃文楽座むつみ会
 公益社団法人 能楽協会

【邦楽部門】
 大阪三曲協会
 一般社団法人関西常磐津協会
 一般社団法人義太夫協会
 清元協会
 一般財団法人古曲会
 新内協会
 特定非営利活動法人筑前琵琶連合会
 公益社団法人当道音楽会
 常磐津協会
 一般社団法人長唄協会
 名古屋邦楽協会
 公益社団法人日本小唄連盟
 公益社団法人日本三曲協会
 日本琵琶楽協会

【洋楽・現代音楽部門】
 一般社団法人日本音楽制作者連盟
 公益社団法人日本演奏連盟
 公益社団法人日本オーケストラ連盟
 日本音楽家ユニオン
 一般社団法人日本歌手協会
 一般社団法人日本作編曲家協会
 一般社団法人
 日本シンセサイザー・プログラマー協会
 特定非営利活動法人
 日本青少年音楽芸能協会
 日本ミキサー協会

パブリック・イン・サード会
 特定非営利活動法人
 レコーディング・ミュージシャンズ・
 アソシエーション・オブ・ジャパン

【舞踊部門】
 一般社団法人現代舞踊協会
 一般社団法人全日本児童舞踊協会
 一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会
 公益社団法人日本バレエ協会
 一般社団法人日本バレエ団連盟
 公益社団法人日本舞踊協会
 一般社団法人日本フラメンコ協会

【演芸部門】
 公益社団法人上方落語協会
 関西演芸協会
 一般社団法人関西芸能親和会
 講談協会
 太神楽曲芸協会
 一般社団法人東京演芸協会
 公益社団法人日本奇術協会
 日本司会芸能協会
 一般社団法人日本浪曲協会
 ポーズバラエティ協会
 一般社団法人漫才協会
 一般社団法人落語協会
 公益社団法人落語芸術協会
 公益社団法人浪曲親友協会

【その他の部門】
 沖縄芸能実演家の会
 一般社団法人沖縄県芸能関連協議会
 公益社団法人日本照明家協会
 一般社団法人日本舞台音響家協会
 日本舞台監督協会
 日本民俗芸能協会

【賛助会員】
 愛知県舞台運営事業協同組合
 一般社団法人
 映像実演権利者合同機構
 一般社団法人
 演奏家権利処理合同機構MPN
 東京芸能人国民健康保険組合
 一般社団法人日本音楽事業者協会
 日本舞台音響事業協同組合

（計68団体）

◎**2014年度寄附者**（敬称略）

【団体】
 株式会社電通
 株式会社共栄会保険代行
 一般社団法人
 コンサートプロモーターズ協会
 安与商事株式会社 京懐石 柿博
 株式会社二期会21

ほか非公開1団体

【個人】
 伊藤京子
 今村草玉
 小泉 博
 後屋敷政幸
 三遊亭小遊三

清水泰郎
 田村 恵
 常磐津東藏
 溝上裕夫
 米山文明

ほか非公開5名

◎**2014年度サポート会員**（敬称略）

【団体】
 特定非営利活動法人ACT.JT
 公益財団法人新国立劇場運営財団
 びあ株式会社
 学校法人東成学園・昭和音楽大学
 一般社団法人タンダバハダンスカンパニー
 株式会社TBSテレビ
 株式会社俳優座劇場
 株式会社フジテレビジョン
 富士ゼロックス株式会社 新宿支店
 株式会社オフィスエルアル
 特定非営利活動法人時代劇振興協会
 Vocal Arts Service Center
 表現教育花伝舎倶楽部

【個人】
 白津守康
 崎元 譲
 太田耕二
 岡田澄子
 小泉直樹
 鈴木木夫

千葉和美
 中坪 眞
 芳地博光
 丸山ひでみ
 安江美加
 横山啓子

ほか非公開1名

**【「震災復興に文化芸術を基金」
 へのご寄附】**
 株式会社 エス・シー・アライアンス

ほか匿名多数

●On Line寄附サイト経由のご寄附
 小川真人
 小椋典子
 杉山 祥
 丸山ひでみ

ほか匿名多数



オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター（CPRA）
徴収業務部・分配業務部・システム技術部・総務部・企画部・経理部
著作隣接権総合研究所

Rights Management Department, Distribution Department, System & Technical Support
 Department, General Affairs Department, Planning Department, Accounting Department,
 Neighbouring Rights Research Institute

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
 Tel: 03-5353-6600 Fax: 03-5353-6614

11F Tokyo Opera City Tower,
 3-20-2 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1466
 Phone: +81-3-5353-6600 Fax: +81-3-5353-6614

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 www.geidankyo.or.jp



芸能花伝舎事務所 実演芸術振興部
 Promotion and Performing Arts Department

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
 Tel: 03-5909-3060 Fax: 03-5909-3061
 創造スペース受付 Tel: 03-5909-3066

Geino-Kadensha, 6-12-30, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 160-8374
 Phone: +81-3-5909-3060 Fax: +81-3-5909-3061

【表紙写真】 © 公益社団法人能楽協会（右から3列 下から3段目） © 松竹株式会社（右から1列 上から1段目）

